

## 平成23年度環境省政策評価実施計画

平成23年 5月17日  
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までの1年間とする。

#### 2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添1の「環境省施策体系」に掲げる「施策と各施策に含まれる目標」を対象とする。

租税特別措置等に係る政策については、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

#### 3 事後評価の方法等

##### (1) 評価方式

実績評価方式による評価を実施する。

##### (2) 評価の実施方法等

環境省政策評価基本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

① 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙1の様式による事前分析表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに提出する。

② 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙2の様式による評価書を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、6月中旬を目途に政策評価広報課に提出する。

ただし、評価書の「施策に関する評価結果」欄中、「目標期間終了時点の総括」欄への記入は、目標期間が終了した時点等に記入する他、別途定める「重点的評価実施計画」に基づき、施策ごとに重点的に評価すると定められた年度において記入する。

③ 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、行政事業レビューに係る実施状況等を踏まえ、別紙3の様式による施策と達成手段の整理表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに提出する。

④ 政策評価広報課は、提出された各評価書等について各施策の総括課と連絡調整を図り、必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。

- ⑤ 政策評価広報課は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価委員会の意見を求め、原則として8月末を目途に平成22年度環境省政策評価書（事後評価）を作成、公表し国民からの意見・要望を受け付け、関係する部局で適切に活用するものとする。
- ⑥ 評価の結果は、平成24年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、P D C Aサイクルを適切に機能させていくことに努める。  
政策評価広報課は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。
- ⑦ 東日本大震災への対応により政策評価の実施が特段の事情によって困難である施策については、適切な対応を検討するものとする。

# 環境省施策体系

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	1.地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</li> <li>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</li> <li>1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保</li> <li>1-4 京都メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進</li> </ul>
	2.地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 オゾン層の保護・回復</li> <li>2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力</li> <li>2-3 地球環境保全に関する調査研究</li> </ul>
	3.大気・水・土壌環境等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)</li> <li>3-2 大気生活環境の保全</li> <li>3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)</li> <li>3-4 土壌環境の保全</li> <li>3-5 ダイオキシン類・農薬対策</li> </ul>
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築</li> <li>4-2 循環資源の適正な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進</li> <li>4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-5 廃棄物の不法投棄の防止等</li> <li>4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理</li> </ul>
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組</li> <li>5-2 自然環境の保全・再生</li> <li>5-3 野生生物の保護管理</li> <li>5-4 動物の愛護及び管理</li> <li>5-5 自然とのふれあいの推進</li> </ul>
	6.化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-1 環境リスクの評価</li> <li>6-2 環境リスクの管理</li> <li>6-3 リスクコミュニケーションの推進</li> <li>6-4 国際協調による取組</li> <li>6-5 国内における毒ガス弾等対策</li> </ul>
	7.環境保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>7-1 公害健康被害対策(補償・予防)</li> <li>7-2 水俣病対策</li> <li>7-3 石綿健康被害救済対策</li> <li>7-4 環境保健に関する調査研究</li> </ul>
	8.環境・経済・社会の統合的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>8-1 経済のグリーン化の推進</li> <li>8-2 環境に配慮した地域づくりの推進</li> <li>8-3 環境パートナーシップの形成</li> <li>8-4 環境教育・環境学習の推進</li> </ul>
	9.環境政策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-1 環境基本計画の効果的実施</li> <li>9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善</li> <li>9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発</li> <li>9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実</li> </ul>

(40目標)